うるま市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年１０月２３日

うるま市教育委員会　教育長　嘉手苅　弘美

うるま市教育委員会規則第１１号

うるま市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則の一部を改正する規則

うるま市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則（平成１７年うるま市教育委員会規則第１６号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
（通学区域の変更） 第３条　前条の場合において、相当と認められる特別な理由があるときは、保護者の申立てにより指定した小学校及び中学校を変更しようとするときは、うるま市教育委員会に就学校変更申請書（別記様式）を提出して許可を受けなければならない。	（通学区域の変更） 第３条　前条の場合において、相当と認められる特別な理由があるときは、保護者の申立てにより指定した小学校及び中学校を変更しようとするときは、うるま市教育委員会に指定学校変更申請書（別記様式）を提出して許可を受けなければならない。 （準用規定） 第５条　第３条の規定は、うるま市立幼稚園にこれを準用する。この場合において、「小学校」とあるのは「幼稚園」と読み替えるものとする。
備考　現行の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。	

別記様式を次のように改める。

別記様式(第3条関係)

就学校変更申請書

令和　　年　　月　　日

うるま市教育委員会　様

保護者氏名
(申請者)

連絡先

下記の児童・生徒について、次の理由により、指定学校の変更をお願いいたします。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
現　住　所 (住民登録地)			
(　　) 住所			
保護者氏名			
指定学校		学年	
希望就学校		学年	
希望変更期間			
申請理由			

附　則

この規則は、令和８年１０月２６日から施行する。